

文書分類番号 G030

保存期間 長期

広交規第133号
平成23年2月10日

交通部内各課隊長
各警察署長様

交 通 部 長

新型インフルエンザ等の発生時における交通規制について（通達）

新型インフルエンザへの対応については、「広島県警察の緊急事態発生時における初動措置等に関する訓令」（平成18年3月28日付，本部訓令第9号），「新型インフルエンザ発生時等の初動対応について」の策定について」（平成21年4月7日付，広備第214号）等により，広島県警察新型インフルエンザ対策本部（以下，対策本部という。）等を設置して，広島県警察新型インフルエンザ対策行動計画に定めるところにより運用しているところである。また，警察署管内で患者が確認された場合や管内の病院に患者が収容された場合などにおける交通規制については，「新型インフルエンザの発生時における的確な交通規制の実施について」（平成21年5月29日付，広交規第315号）で指示していたところである。

この度，家畜伝染病予防法第2条に規定された家畜伝染病のうち，伝染性が強く，消費者への影響が大きいものとして広島県が定めている「重大な動物感染症（高病原性鳥インフルエンザ，口蹄疫，豚コレラ，伝達性海綿状脳症）」（以下，鳥インフルエンザ等という。）への対応について「重大な動物感染症発生時における対策本部等の設置について」（平成22年12月27日付，広生環第1985号等）により，広島県警察重大な動物感染症対策室等を設置して支援活動を行うこととなったので，これら防疫措置が実施される場合の交通規制等に対しては，次のとおり運用することとした。

各所属においては，その内容について部下職員に周知徹底を図るとともに，発生時の対応に遺憾なきを期されたい。

なお，交通部長通達「口蹄疫の発生に伴う道路使用許可の対応について」（平成22年6月15日付，広交規第426号）は，廃止する。

1 想定される交通規制等

(1) 新型インフルエンザの発生に伴う交通規制

警察署，交通部高速道路交通警察隊及び交通部交通機動隊（以下，警察署等という。）は，新型インフルエンザの感染患者が確認された場合で，検疫所・停留場所

・国際海空港・学校・職場・病院などの防疫措置実施地域周辺や新型インフルエンザに対する治療や薬品を求めて患者の殺到が予想される医療機関周辺等において、交通規制を実施する必要が認められるときは対策本部に報告するとともに、一次的に現場警察官による交通規制を実施して迂回路・緊急交通路の確保を行うこと。

なお、当該交通規制等については、別紙1「新型インフルエンザ発生時における交通規制要領のイメージ図」を参考とすること。

(2) 家畜伝染病予防法に基づく防疫措置に伴う交通規制等

鳥インフルエンザ等が発生した場合には、県知事又は市町長により、家畜伝染病予防法第15条に基づいて、発生地域を中心に通行の制限や遮断が行われ、その周囲に設定された移動制限区域及び搬出制限区域内の主要道路において、噴霧や消毒マット等を設置する方法で車両消毒が実施されることになっている。

警察署及び交通部高速道路交通警察隊は、防疫措置が管轄区域内において実施される場合で、その地域周辺における交通規制を実施する必要があると認められるときは、交通部交通規制課に報告するとともに、十分な感染防止対策を講じた上で交通規制を実施すること。なお、当該交通規制等については、末尾に添付した別紙2「家畜伝染病予防法に係る消毒・検問に関する制限区域等のイメージ図」を参考とすること。

2 交通規制要領

(1) 交通情報の収集

ア 新型インフルエンザの感染患者が発生した場合には、その感染患者の発見された国際海空港、学校、職場、検疫所、停留場所、収容病院などを管轄する警察署等にあつては、交通パトカーや白バイ等を運用し、当該施設の周辺道路における駐車車両や渋滞の発生等の交通情報を収集すること。

イ 鳥インフルエンザ等が発生した場合には、県知事又は市町長は管轄警察署長に通報・支援要請することになっており、当該事案の発生を認知した場合には、防疫実施地域周辺の交通状況の把握と交通情報の収集に努めること。

(2) 交通規制の必要性の判断

警察署等は収集した情報に基づき、防疫措置実施地域周辺の道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止をする必要性が認められる場合には、現場警察官による交通規制の必要性を判断するとともに、警察署長及び高速道路交通警察隊長の権限による交通規制の実施も検討すること。なお、鳥インフルエンザ等発生時における防疫措置に係る車両消毒には家畜伝染病予防法を根拠に強制権限が認められているが、その根拠は車両消毒ポイントへの車両の誘導・停止までには及ばない。また、その時の車両の誘導・停止は、道路交通法（以下、道交法という。）に基づくものではないことに留意すること。

(3) 交通規制の実施

交通規制を実施する場合は、速やかに行うこと。この場合において、交通規制の範囲は必要最小限とし、発生地域方向に進入しようとする車両を迂回させる等の措置により交通渋滞等の緩和・解消を図ること。

また、新型インフルエンザ発生時において、医療機関等の関係車両や患者搬送車

両を優先して通行させる必要が認められるときには、緊急交通路の確保などにも配慮をすること。

(4) 交通規制内容の周知

交通規制による進入車両の迂回等を行う場合には、交通渋滞等を解消するため、交通情報板等の交通管制システムの活用や、日本道路交通情報センターと連携した交通情報の提供等あらゆる広報手段による規制内容や迂回路の設定について地域住民や道路利用者等に周知を図ること。

なお、警察署にあっては、道路管理者や自治体へ積極的に連絡し、道路情報板や広報車両等を活用した広報を働き掛けること。

(5) 報告・連絡の実施

収集した交通情報や交通規制の実施等については、交通部交通規制課を經由し対策本部等に所要の報告・連絡をすること。

3 交通規制等実施上の留意事項

(1) 感染予防の措置

交通規制に当たる際には、予め警察署等に配付している化学防護服やマスク・ゴム手袋等を確実に携行し、必要に応じて着装すること。

また、勤務交替時には着装していた化学防護服を破棄するとともに、ヘルメット・夜光チョッキ・長靴等は十分に消毒して交替勤務員に引継ぎを行い、事後にはうがい、手洗いを励行するなど十分な感染予防措置を講じること。

(2) 受傷事故防止

交通規制等に従事する際には、ヘルメットを確実に着装し、停止旗及び停止灯等を活用して受傷事故防止に努めること。

特に、化学防護服を着装した場合は、動作が緩慢になり、警笛吹鳴も困難であることに配慮し、相勤者との連携を密にすること。

(3) 関係機関等との連携

交通規制等が迅速・円滑に行われるよう、平素から関係機関等と良好な関係構築に配慮し、有事に即応できるよう常に連携を図っておくこと。

特に、鳥インフルエンザ等発生時の消毒・検問ポイントにおいては、交通に与える障害の程度や安全性を十分に検討してカラーコーン等資機材を設置することになるが、車両消毒の目的達成を図ることができるように、現場の消毒等作業従事者と連携してその資機材配置を行うこと。

4 道路使用許可申請に対する取扱い

鳥インフルエンザ等が発生し、防疫措置のために消毒・検問ポイントを設置する場合の道路使用許可申請手続きについては、事態の緊急性にかんがみ、以下のとおり対応すること。

なお、道路使用許可が県又は市町が講ずる通行回避措置の根拠にはならないことに留意すること。

(1) 取扱い要領

消毒・検問等を実施するため、移動制限区域境界付近の道路上に消毒・検問ポイントを設ける場合において、通常の道路使用許可申請手続きを行う暇がない場合は、

一次的に、口頭、電話、FAX等の方法により

- 道路を使用する者の住所、氏名、連絡先等
- 道路使用の目的
- 道路使用の場所又は区間
- 道路使用の期間
- 道路使用の方法又は形態
- その他参考事項（現場責任者及び緊急連絡先等）

を通知させて申請があったものとして取扱い、受理した警察署長等は、交通の安全と円滑への影響等を迅速かつ的確に判断し、許可条件や指導事項について口頭、電話、文書等適切な方法で通知をすること。ただし、道路使用許可申請書については、後日、確実に提出をさせること。

(2) 防疫活動等の態様に応じた道路使用許可の取扱い

ア 発生場所に通じる道路における通行回避措置

看板、ポール、カラーコーン等を設置して通行回避を依頼・指導する場合には、道交法第77条第1項第1号（工事又は作業）及び同項第2号（工作物の設置）の規定による道路使用許可で対応する。

イ 消毒液を噴霧する場合

道路において消毒液を噴霧して車両消毒をする場合には、道交法第77条第1項第1号（工事又は作業）の規定による道路使用許可で対応する。

ウ 消毒マット等を設置する場合

道路に車両消毒用のマットを設置する場合には、道交法第77条第1項第1号（工事又は作業）及び同項第2号（工作物の設置）の規定による道路使用許可で対応する。

エ くぼ地に消毒槽を設置する場合

道路のくぼ地を利用して消毒槽を設けて車両を消毒する場合には、道交法第77条第1項第1号（工事又は作業）の規定による道路使用許可で対応する。

(3) 留意事項

ア 取扱いの周知徹底

本件について、円滑な事務手続きが行われるよう、関係機関にあらかじめ周知徹底を図るとともに、緊密に連携し、消毒・検問箇所等の把握に努めること。

イ 報告連絡の実施

関係機関から本件にかかる道路使用許可申請があった場合は、交通部交通規制課に即報すること。

本件担当

交通部交通規制課

企画担当係